

くみとり式トイレ、単独浄化槽をご利用の皆様へ（お願い）**快適な生活ときれいな水のために****合併処理浄化槽を設置してください。**

平成13年4月1日より浄化槽法が改正され、水域を汚す単独処理浄化槽の設置が原則禁止されました。

川や海を水質汚濁から守るために、単独処理浄化槽を合併処理浄化槽へ変更しませんか。

くみとり式トイレを使用されている方も、合併処理浄化槽を設置し、トイレを水洗化しませんか。

市営浄化槽事業について

～佐賀市上下水道局では、市営浄化槽事業による浄化槽の設置を推進しています～

■ 概要

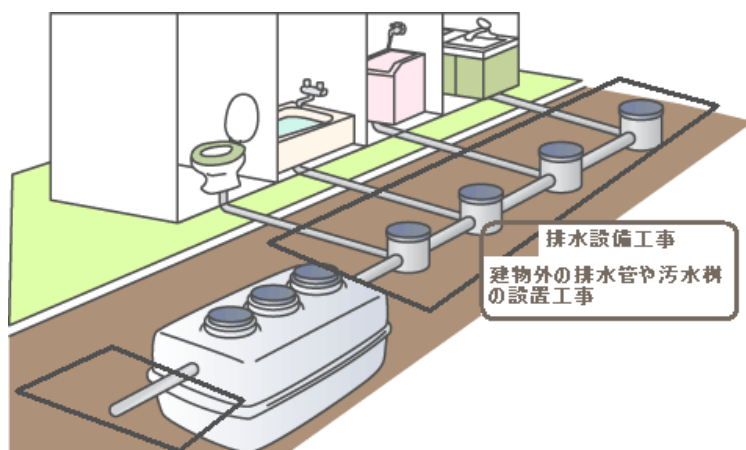
○市全域(公共下水道・農業集落排水事業区域外)が対象。

○本体工事は、上下水道局が実施します。

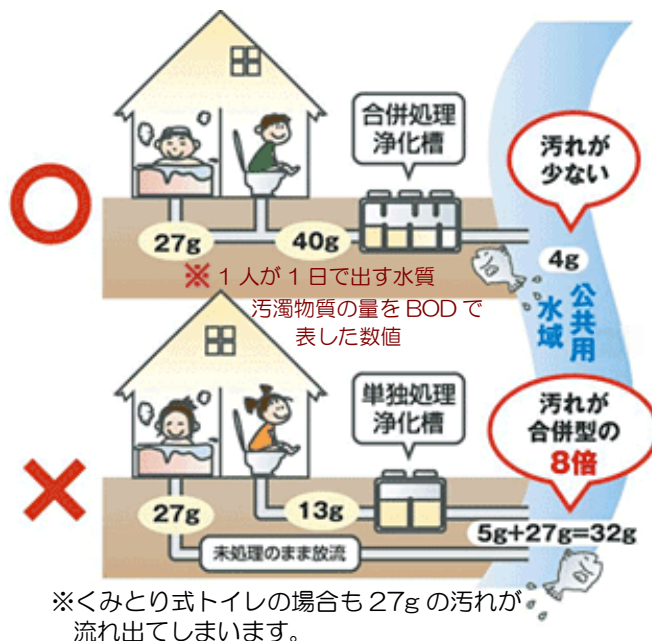
○トイレの改造や排水設備工事、単独浄化槽の廃止等は個人負担^{※1}となります。

※1 排水設備指定工事店から見積りをお取り下さい。

見積り依頼先「排水設備指定工事店」の選択で迷われたら、佐賀市下水道工事協同組合にご相談ください。
TEL 0952-37-9788



○維持管理も上下水道局が主体となって行います。
保守点検・清掃・法定検査の維持管理は、局が専門業者に委託して行います。

**■市営浄化槽事業のメリットは？**

○少ない負担で浄化槽の設置ができます。

一般住宅（10人槽以下）の場合、浄化槽本体設置費の約2割が個人負担（分担金）となります。分担金は、設置工事完了後に上下水道局に納めていただきます（5年分割一括払があります）。

住宅の延床面積	規模	分担金額
130㎡(約40坪)以下	5人槽	12万円
130㎡を超える場合	7人槽	15万円
2世帯住宅など	10人槽	20万円
一般住宅以外	11人槽以上	標準工事費の4割

○使用料もお得^{※2}です。

規模	月額使用料(消費税10%込)
5人槽	2,619円
7人槽	3,143円
10人槽	4,191円
11人槽以上	お問合せ下さい。

※使用料は、消費税率の変更などの際には変更となります。

市営浄化槽についての詳しい説明は、
佐賀市上下水道局 給排水設備課
浄化槽係まで TEL 0952-34-5047
「**汚**を見た」とお気軽にお問合せください。